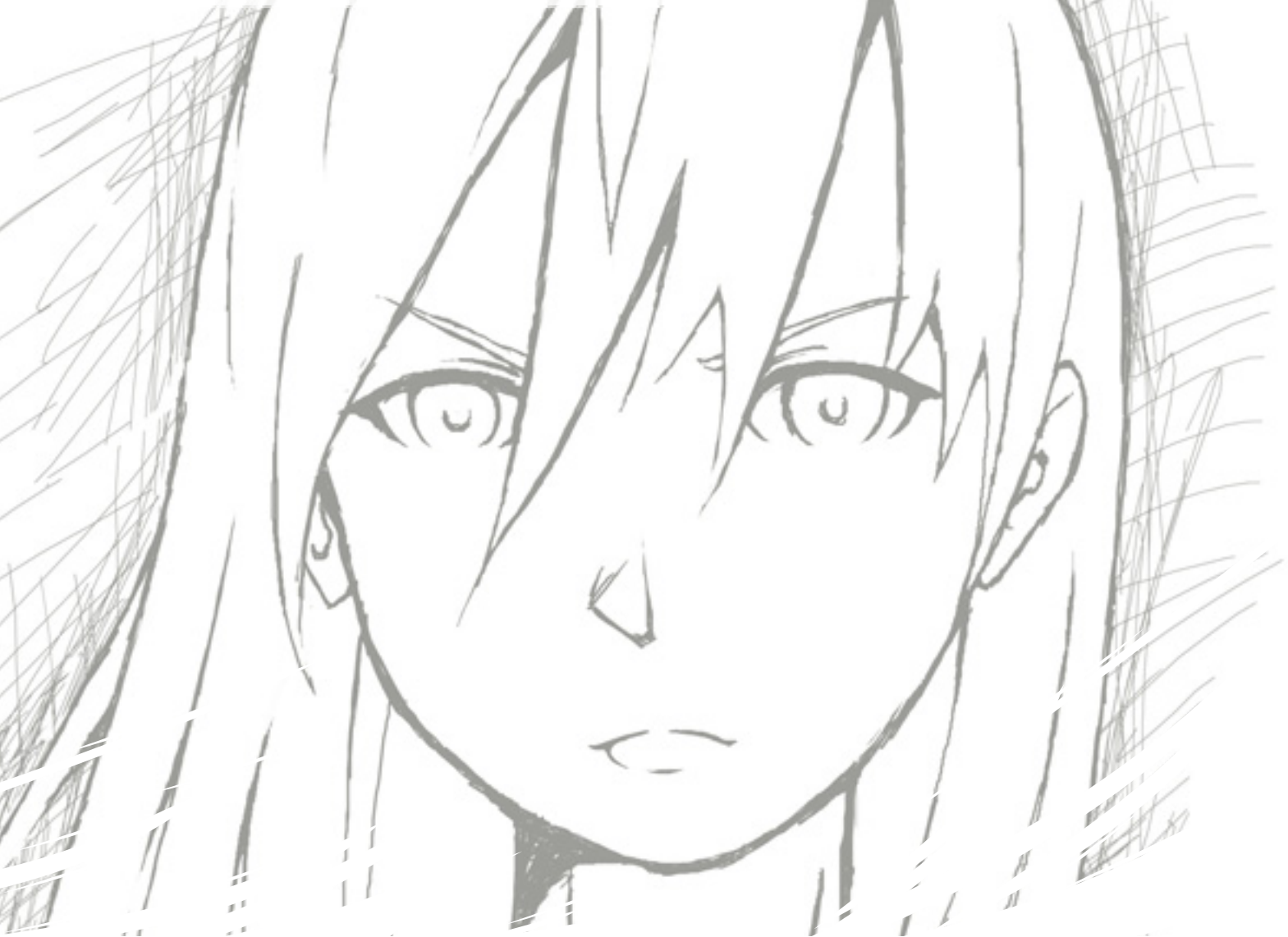


10.8%

配偶者からの被害経験

これまでに結婚したことのある人(女性1,358人)の、配偶者からの被害経験をまとめてみると、“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」という女性は10.8%となっている。(平成20年「男女間における暴力に関する調査」(内閣府)による)



女性に対する暴力をなくす運動

平成21年11月12日(木)～11月25日(水)



配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されるものではありません。

配偶者からの暴力(DV)に悩んでいる方へ、あなたのお近くの相談窓口をお答えします。

一人で悩まず相談してください
DV相談ナビ
配偶者からの暴力(DV)に悩んでいる方へ、あなたのお近くの相談窓口をお答えします

0570-0-55210

男女共同参画推進本部



内閣府
配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>



女性に対する暴力 相談窓口

一人で悩まないで。

各機関では、様々な女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。
早めの相談が問題解決への第一歩です。

配偶者からの暴力についての相談	各都道府県の配偶者暴力相談支援センター 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	各都道府県警察の性犯罪被害者110番等の相談 電話や性犯罪被害者相談コーナー等の相談室
売春強要などについての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 各都道府県の婦人相談所
人身取引に係る被害についての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 全国の地方入国管理局、同支局 各都道府県の婦人相談所
職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談	全国の労働局雇用均等室
つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談	全国の法務局、地方法務局及びその支局の人権 相談窓口

この他にも、女性に対する暴力に関する相談を受け付けている国（総務省の行政相談窓口）、都道府県、市町村の相談機関、相談窓口や民間機関などがあります。

（参考ホームページ等）

内閣府男女共同参画局：<http://www.gender.go.jp/>
配偶者暴力被害者支援情報：<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>
DV相談ナビ：0570-0-55210



警察庁：<http://www.npa.go.jp>
各都道府県警察の相談窓口：<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm>
相談電話設置一覧表（性犯罪）：<http://www.npa.go.jp/sousa1/>

法務省：<http://www.moj.go.jp/>
常設人権相談所：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>
女性の人権ホットライン全国共通電話番号：0570-070-810
子どもの人権110番全国共通電話番号：0120-007-110
インターネット人権相談受付窓口
・パソコン：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
・携帯電話：<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html> → 
外国人のための人権相談所：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
入国管理局ホームページ：<http://www.immi-moj.go.jp/>

厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/>
全国の労働局雇用均等室所在地一覧：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>